様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　２０２４年１２月　３日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）じぇいぱわーびじねすさーびす  一般事業主の氏名又は名称 株式会社J-POWERビジネスサービス  （ふりがな） たかの　あきら  （法人の場合）代表者の氏名 　 髙野　彰  住所　〒104-0045  東京都中央区築地４丁目６−４  法人番号　6010601030083  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ「当社におけるDX推進への取組について」 | | 公表日 | ２０２４年１１月　１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ「当社におけるDX推進への取組について：基本方針（P.2）」にて公開  HOME ＞企業情報＞活動方針＞DX推進  https://www.jpbs.co.jp/info/pdf/dx\_promotion.pdf | | 記載内容抜粋 | 当社がお客様へ提供するサービスの多くは、特殊な条件・制約を除けば、他の事業者による代替が可能となることから、当社に対しては、常に「＋α」や「もう１つ上」の価値提供が求められています。  当社は、経営計画に示されたメッセージの通り、お客様に提供する価値の最大化のため、積極的に自らの変革を進め、お客様へ提供するサービスの維持・向上や、新たな価値を創造します。  また、2022年度より開始したスタートアップとの共創や、グループ内を含む他社との協業・協働をさらに進め、新規サービスやビジネスを開発します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページで公開している情報は取締役会における四半期報告において承認を得ています |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ「当社におけるDX推進への取組について」 | | 公表日 | ２０２４年１１月　１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ「当社におけるDX推進への取組について：DX戦略（P.3）」にて公開  HOME ＞企業情報＞活動方針＞DX推進  https://www.jpbs.co.jp/info/pdf/dx\_promotion.pdf | | 記載内容抜粋 | データとデジタル技術を活用し、経営計画に示された「磨く・創る・結ぶ」に関する取組を、効果的かつ着実に成功に導くため、以下の通り、優先的に実施すべき領域を定め、集中的に実行していきます。   1. データに基づく利用実態の把握と提供サービスの最適化・高度化 2. 新技術の積極的活用による省力化・自動化 3. グループ内企業との協業・協働 4. スタートアップ共創 5. DX人財の育成・確保   特に①については、当社が行う様々な事業において、これまでに蓄積されたデータや今後取得するデータを分析することにより、現在の利用実態の把握や将来の予測を行うことで、提供サービスの最適化・高度化に繋げ、お客様のエンゲージメント向上を図ります。  また②については、最新技術やクラウドサービス等を積極的に活用することで、業務の省力化・自動化を進めるとともに、重複・類似したシステムや業務等の解消を図り、それによって生み出された余力を、サービス品質の向上、および、新サービスの開発に活用します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページで公開している情報は取締役会における四半期報告において承認を得ています |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ「当社におけるDX推進への取組について：補足｜DX人財育成に関する当社の制度（P.5）：DX推進体制（P.6）」 | | 記載内容抜粋 | これまで、ITの利活用による社内業務の効率化・高度化の推進を目的として活動してきた「IT利活用委員会」については、委員会としての役割を拡充するとともに、関係者を全社大へ広げ、「DXチャレンジ委員会」として、本年10月に改組しました。　全社大でのDX機運の醸成や推進、効果検証等を担い、本書に示すDX戦略の実現のため、取組を推進するとともに、当社経営と現場の仲立ちとして、発生し得る様々な課題等を調整・解決する組織体として活動します。全社大でのDX推進に係る活動については、定期的に経営へ報告し、経営による意思決定については、DXチャレンジ委員会を通じ、各個別案件の実施箇所（タスクフォース）へ伝達します。  DX推進を牽引または支援するための人材の育成・確保のため、以下の制度を策定し、取り組んでいます。  高度人財育成研修：AI関連の研究を行う都内大学院、および、セキュリティ専門機関に対し、専門的かつ高度な技術・知識を習得することを目的に、2年に1名ずつ派遣しています。  DXコア人財育成研修：2023年度より開始した社内の研修制度で、データサイエンティスト、クラウドアーキテクト、モバイル開発者の3コースについて各1～2名、各分野における独り立ちレベルを目指し、半年～1年の間、専従で研修を行っています。  その他：2019年度より、IT関連の先進的な技術について、従事中の業務との関連性を問わず、自主的に楽しみながら調査、研究するための活動として、「先進技術等調査研究WG」を実施しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ「当社におけるDX推進への取組について：環境整備（P.7）」 | | 記載内容抜粋 | 社内におけるDXを推進するため、DXチャレンジ委員会を通じた積極的なIT投資を行います。当社が自ら率先して新技術・新サービスを導入し、実績を重ねることにより、お客様への新たな価値のご提案に繋げていくことも視野に入れます。   1. イキイキと働く環境の整備 2. クラウド・モバイルの積極的活用 3. 風土改革活動の継続 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ「当社におけるDX推進への取組について」 | | 公表日 | ２０２４年１１月　１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ「当社におけるDX推進への取組について：管理指標（P.8）」にて公開  HOME ＞企業情報＞活動方針＞DX推進  https://www.jpbs.co.jp/info/pdf/dx\_promotion.pdf | | 記載内容抜粋 | 当社におけるDX戦略の進捗状況については、以下に示す管理指標に基づき、定性的・定量的に測定を行い、適宜、当社ホームページ上で公開します。管理指標の値等については、DXチャレンジ委員会にて定期的に評価と分析を行い、次年度の計画に反映します。   1. 個別案件の状況：案件数，各案件の進捗状況，投資実績 2. 共創・協業・協働の実績：グループ内企業との協業・協働、および、スタートアップ共創における取組み状況と見通し   DX人財の育成・確保実績：高度人財育成研修・DXコア人財育成研修の修了者数，先進技術等調査研究WGにおける案件の内容と状況 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２４年１１月　１日 | | 発信方法 | 当社ホームページ「当社におけるDX推進への取組について」にて実行責任者である代表取締役社長名にて発信しています。（P.1）  HOME ＞企業情報＞活動方針＞DX推進  https://www.jpbs.co.jp/info/pdf/dx\_promotion.pdf | | 発信内容 | 当社における最大の資産は「人財」であり、これは今後も不変の概念です。しかしながら、当社が事業を展開するいくつかの地点においては、徐々に人口減少や高齢化等の影響が出始めています。このような中、当社は新たな経営計画を策定し、組織も人も、自ら変わり続けることをメインテーマとして掲げ、自ら変化に適応していく姿勢を示しました。J-POWERグループを含むすべてのお客様からの期待に対し、これまでの仕事のやり方を踏襲するだけでなく、データとデジタル技術を活用することで、どうすればより効率的になるか、より多くの余力を生むことができるか、より大きな価値に繋げられるかを積極的に考えることが、当社を含むJ-POWERグループのDX推進における第一歩となります。本書（当社におけるDX推進への取組について）においては、当社のDXに関する基本方針や戦略、実現のための推進体制を示し、今後の取組を整理するとともに、今後の取組の進捗状況を把握するための指標についても示します。これらの実施により、経営計画に示した「磨く・創る・結ぶ」に関する取組を加速し、さらなる事業発展を目指します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２４年１０月２１日～継続実施中 | | 実施内容 | IPAが提供する「DX推進指標自己診断フォーマット」を使用し、当社代表取締役社長、および、DXチャレンジ委員会委員長が中心となり、自社分析を実施しました。DX推進ポータルより診断結果を提出後、ベンチマークを取得し、自社の現在位置等を確認しました。今後も定期的に評価および提出を行い、課題把握に努めます。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２３年　３月３１日～継続実施中 | | 実施内容 | サイバーセキュリティ規程を制定し、サイバーセキュリティ推進体制および対策について規定しています。同規程に基づき、定期的にサイバーセキュリティ監査を実施し、結果については社内共有を図り、管理箇所にて改善に向けた検討と対策の実施を行っています。また毎年度、サイバーセキュリティに関する教育を目的としたe-Learningや、標的型メールへの適切な対応を目的とした訓練を実施し、結果については分析を行い、次回のe-Learningの内容へ反映するなど、啓蒙・教育活動を継続的に行っています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。